

平成22年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)
説明資料

平成23年1月20日(木)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

食中毒対策について

重大な食中毒事案への対応

平成20年1月： 中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

平成21年4月： 食中毒被害情報管理室の設置

昨年4月： 食中毒調査支援システム(NESFD)の運用開始

○ 保健所等においては、食品による健康被害情報を関係機関と共有

○ 食中毒の早期発見と被害拡大防止の観点から、

・食中毒事案が速報の対象と判明したときは、調査段階であっても、速やかに食中毒被害情報管理室に報告

・全国の食中毒発生動向の把握や国及び自治体間との情報共有等を行うにあたり、NESFDを積極的に活用

輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題。

- 年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階及び③国内流通段階の3段階で対策を実施。
- 厚生労働省と都道府県等との緊密な連携が重要。

- 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、輸入者に対する検査命令に関する通知やWISHによる輸入者毎の輸入、検査状況等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施。
- 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したとき等は、直ちに厚生労働省及び関係都道府県等に報告。
- 輸入時の水際段階の検査等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において、監視指導を適切に実施。

ノロウイルスを原因とする食中毒

○例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生。



「ノロウイルスに関するQ&A」の改定

「大量調理施設の衛生管理マニュアル」の改定

- ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食品衛生担当部局と感染症担当部局とが連携して感染の経路を特定するために必要な調査を適切に実施すること。
- 「ノロウイルスに関するQ&A」や「大量調理施設の衛生管理マニュアル」等を参考に、ノロウイルスによる食中毒が依然として多発している飲食店、旅館等を中心に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、ノロウイルスに関する正しい知識及び情報の提供を行う。
- ノロウイルスを原因とする食中毒を公表するにあたっては、どのような感染の経路が想定されるか等について、地域住民に対する正確な情報の提供を行う。
- 二枚貝等の生産自治体においては、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。

腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒

○腸管出血性大腸菌食中毒の主な要因

↳ 飲食店等における生または加熱不十分な牛肉または牛レバーの摂取

○カンピロバクター食中毒の主な要因

↳ ・生又は加熱不十分な鶏肉、牛レバー等の摂取
・食肉から他の食品への二次汚染

○ 飲食店等における食肉の衛生管理や有効な加熱調理方法について、事業者等に対する監視指導の徹底。

○ 特に結着等の加工処理を行った食肉を提供する飲食店に対しては、中心部を75℃1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加熱処理や加熱方法等の必要な情報を確実に提供すること。

○ 高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不十分な食肉を摂取しないよう、一般消費者に対する注意喚起を行う。

食品衛生担当部局と感染症担当部局等との連携

・食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応することが必要。

- 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染症担当部局等より入手し、食品が感染の経路と推定される事案等については、食中毒として対応する必要があるか十分に検討すること。
- 食品衛生担当部局と感染症部局が共同調査を行う体制を整備するなど、食中毒調査に係る初動対応の迅速化を図ること。
- 一般に食品を媒介とする病原体(サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、細菌性赤痢、A型肝炎等)を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。

各都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性確保

- 各都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の結果は、食品としての流通の可否を判断する基礎。
- 近年、各都道府県等の食品衛生検査施設が誤った検査成績書を発出した事案も発生。

○ 各都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

○平成18年5月：農薬等に係るポジティブリスト制度の施行

↳「食品に残留する農薬等の監視指導に関する留意事項について」

- 残留基準違反に該当する食品が国内で流通しないよう、事業者に対する監視指導を適切に実施。
- 残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、農林水産担当部局と連携しつつ、
 - ・回収等の措置の命令
 - ・違反者の名称等の公表] を適切に実施。
- 食品等の収去に際しては、以下の事項に留意されたい。
 - ・違反時に回収等の対象範囲が特定出来るか。
 - ・収去検体がロットを代表するものであるか。

食品衛生法違反に該当する食品に関する措置

○食品衛生法違反に該当する食品に関する措置

↳ 各都道府県等が毎年策定する「食品衛生監視指導計画」に基づき、廃棄、回収等の措置を講じている。

- ・中国製乳及び乳製品を原材料とする加工食品におけるメラミン混入事案
- ・カビの発生及び基準値を超える残留農薬が検出された非食用の事故米穀の不正流通事案
- ・輸入時のモニタリング検査における食品衛生法違反事案

- 食品衛生法違反に該当する食品等が国内で流通する場合には、
 - ・食品衛生法第54条の規定に基づく回収等の措置の命令
 - ・食品衛生法第63条の規定に基づく違反者の名称等の公表を適切に運用
- 回収等の指示や回収状況等については速やかに報告する。
- 食の安全に係る悪質な事案や健康被害をもたらす事犯については、その悪質性、広域性等を総合的に勘案し、適時適切な監視指導を行うとともに、警察等関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講じること。

牛海綿状脳症（BSE）対策 ー国内対策ー

BSE検査

21か月齢以上の牛を対象とする都道府県等の検査

平成23年度にも、国庫補助を継続。

牛海綿状脳症(BSE)対策 ー輸入対策ー

米国産牛肉

- ・ 検疫所における輸入時検査や米国の対日輸出認定施設に対する現地査察を通じ、米国における対日輸出プログラムの遵守状況を検証。
- ・ 平成20年4月、米国農務省によって発行された衛生証明書に記載されない1箱(せき柱を含むショートロイン)の混載が国内で確認。
 - 米国産牛肉の対日輸出条件に違反する貨物を発見した輸入者による検疫所又は都道府県等に対する報告

- ・ 輸入者に対する指導
- ・ 厚生労働省に対する連絡

輸出食品について

- 地域振興を図る観点から農林水産部局の主導で行われている食品の輸出については、厚生労働省においては農林水産省と連携しつつ、相手国との間で輸出のための衛生要件及び手続きを取り決めている。これに基づき、必要に応じて都道府県の食品衛生担当部局においては、施設の認定、衛生証明書の発給等の業務を実施（例：対米輸出牛肉、対EU輸出水産食品等）。
- その一方、輸出先国においても、頻繁に新たな食品安全規制の導入や改訂が行われていることから、今後も円滑な輸出のための適切な対応が必要。

○ 輸出食品に係る取扱施設の認定、衛生証明書の発給など、食品の輸出に関する業務を農林水産部局、関係省庁、都道府県等との協力により適切に実施。

食品中の残留農薬等の対策

1. ポジティブリスト制度の円滑な実施

(1) 残留基準の設定及び見直し

(2) 分析法の開発

2. 残留農薬等の一日摂取量実態調査の実施

平成22年度:20箇所的都道府県等の参画

- ・ポジティブリスト制度の円滑な実施に向けた普及啓発
- ・残留農薬等の一日摂取量実態調査に対する幅広い参画

食品中の汚染物質等の対策

1. 食品中のアフラトキシンに関する規制

- ・ 食品衛生法第6条第2号に基づく食品中のアフラトキシン規制の指標を、アフラトキシンB₁から総アフラトキシンに移行予定（規制値：10 μ g/kg）
- ・ 総アフラトキシンを指標とした分析法と併せて本年3月に通知し、10月より施行予定

2. 清涼飲料水の規格基準の改正

- ・ 規格基準の枠組みの見直しを行うこと、個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと等を決定

総アフラトキシンを指標とした分析法に基づく適切な監視指導

魚介類中の水銀に関する注意事項

平成17年11月、「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」をとりまとめ、妊婦等に対し、魚食のメリットを活かしつつ、水銀の濃度が高い魚介類を多量に偏食することを避けるよう、注意喚起を行っている（昨年6月に対象魚 介類としてクロムツを追加）。

- ・妊婦等に対する周知徹底
- ・地域の実情に応じた多食者に対する適正な食生活に関する指導

食品添加物の対策

- 国際汎用添加物を順次食品添加物として指定。
- 既存添加物について、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿より削除するとともに、成分規格を設定。
- 第9版食品添加物公定書の策定に向けた検討。
- 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施。

食品添加物の一日摂取量実態調査に対する
都道府県等の参画

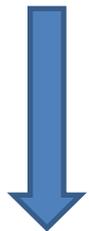
器具・容器包装、おもちゃ等の対策

- おもちゃに係るフタル酸エステル類の規格
基準の強化
- ビスフェノールAに係る食品健康影響評価を
食品安全委員会に依頼

- おもちゃに係る規格基準の改正に関する消費者に
対する広報や事業者に対する周知徹底
- ビスフェノールAに関するQ&Aを活用した消費者に
対する正確な情報提供

健康食品対策

平成20年7月：『健康食品』の安全性確保に関する検討会」報告書



- ① 製造販売における具体的な方策
- ② 健康被害情報の収集・処理体制の強化
- ③ 消費者に対する普及啓発

平成21年9月：健康食品認証制度協議会設立



昨年6月：原材料、製造工程の安全性確保の為の第三者認証の運用開始

○ 健康被害情報の収集・処理体制の強化

→ 「健康食品」担当部局においては、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事案を早期に把握して迅速に厚生労働省に報告。

カネミ油症

平成20年度： 認定患者を対象とする健康実態調査の実施

平成21年度： 健康実態調査結果の解析及び報告書の取りまとめ
(平成22年3月31日公表)

平成22年度： 健康実態調査の結果を踏まえ、全国油症治療研究班において詳細な解析を実施

- 油症研究班の患者に対する追跡調査の実施に当たり、患者を対象とする検診の実施
- 認定患者が居住地を移転する場合における関係都道府県間の連絡

森永ひ素ミルク中毒被害者 救済事業に対する行政協力

- ・「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)
- ・「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成21年4月1日食安企発第0401001号食品安全部企画情報課長通知)
- ・ひかり協会発行パンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」
- ・「平成22年度森永ミルク中毒事件関係都道府県市担当係長会議」(平成22年11月20日)

- 関係行政機関との連絡調整を図るための会議の定期的な開催
- (財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議に対する出席の要請への対応
- 厚生労働省から都道府県等への伝達の内容に関する市町村等に対する周知徹底

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

リスクコミュニケーション = 関係者相互間の情報及び意見の交換

- I 意見交換会の開催
- II ホームページの充実
- III パンフレットの作成
- IV 都道府県等のリスクコミュニケーション担当者を対象とする養成研修の実施
- V 消費者団体や事業者団体との交流
- VI 規格基準等に関するパブリック・コメントの実施
- VII その他



○厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係の都道府県等の協力

○各都道府県等における地域住民に対するリスクコミュニケーションの一層の推進

コーデックス委員会への対応

コーデックス委員会とは

- FAOとWHOが合同で設立した国際政府間組織
- 科学的なデータに基づき国際的な食品の安全、品質の基準を策定

厚生労働省の対応

- 我が国の食品リスク管理にも影響するため、積極的に参加
- 特に、食品の安全を横断的に議論する部会（食品添加物部会、残留農薬部会等）に重点をおく。

今後の対応

- コーデックス委員会に積極的に参加するとともに、FAO/WHO合同専門家会合に我が国の食品の安全に関するデータを提供し、我が国の意見を国際的な食品規格に反映させる

平成 2 3 年度食品安全関係予算（案）の概要

合計 12,703百万円(14,720百万円)

主 要 事 項

★輸入食品等の安全対策の強化	10,243百万円
・ 輸入食品の監視体制等の強化等	2,001百万円
－ 検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等	
・ BSE対策など食肉の安全確保対策の推進	742百万円
－ 都道府県が実施する21か月齢以上の牛を対象とする BSE検査キットに対する国庫補助（10／10）の継続等	
★残留農薬、食品汚染物質、容器包装等の安全性の確保	1,119百万円
・ 残留農薬等ポジティブリスト制度及び食品添加物の安全性確認の着実な推進	993百万円

- ・ 食品汚染物質の安全性検証の推進 5 1 百万円
- ・ 食品用器具容器包装等の安全性確認の計画的な推進 7 5 百万円

★健康食品の安全性の確保等の推進 5 8 百万円

- ・ 健康食品の安全性の確保や食品安全に関する
情報提供や意見交換の推進等

★その他

- ・ 食品の安全の確保に資する研究等の推進 1, 1 4 0 百万円
- ・ 食中毒被害情報の集約・管理分析の強化
 - ー 食中毒調査支援システムの運用 5 7 百万円
- ・ 新型インフルエンザ対策における検疫体制の強化 8 7 百万円

各事項の担当

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
食中毒対策について … P. 1	監視安全課長 加地 祥文 食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠	4239
輸入食品の安全確保対策について … P. 2	輸入食品安全対策室長 道野 英司	室長補佐 西村 佳也 監視調整係長 飯塚 渉	2497 2498
ノロウイルスを原因とする食中毒 … P. 3	監視安全課長 加地 祥文 食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	課長補佐 鶴身 和彦 食品安全係長 山本 依子 室長補佐 田中 誠	2477 2478 4239
腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを原因とする食中毒 … P. 4	監視安全課長 加地 祥文 食中毒被害情報管理室長 熊谷優子	課長補佐 鶴身 和彦 食品安全係長 山本 依子 室長補佐 田中 誠	2477 2478 4239
食品衛生担当部局と感染症担当部局との連携 … P. 5	食中毒被害情報管理室長 熊谷 優子	室長補佐 田中 誠	4239
各都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性確保 … P. 6	監視安全課長 加地 祥文	健康影響対策専門官 大原 拓 化学物質係長 今村 文香	4241 4242
農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導 … P. 7	監視安全課長 加地 祥文	健康影響対策専門官 大原 拓 化学物質係長 今村 文香	4241 4242

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
食品衛生法違反に該当する食品に関する措置 … P. 8	監視安全課長 加地 祥文	課長補佐 鶴身 和彦	2477
		食品安全係長 山本 依子	2478
牛海綿状脳症(BSE)対策－国内対策－ … P. 9	監視安全課長 加地 祥文	BSE対策専門官 横田 栄一	2455
		乳肉安全係長 今西 保	2476
牛海綿状脳症(BSE)対策－輸入対策－ … P. 10	輸入食品安全対策室長 道野 英司	BSE対策専門官 横田 栄一	2455
		乳肉安全係長 今西 保	2476
輸出食品について … P. 11	監視安全課長 加地 祥文	輸出食品安全対策官 東良 俊孝	4244
		水産安全係長 前川 加奈子	2490
食品中の残留農薬等の対策 … P. 12	基準審査課長 森口 裕	課長補佐 茂野 雄城	4273
		猿田 紀子	2486
		食品規格専門官 浦上 憲治	2488
		衛生専門官 土井 研治	2921
		乳肉水産基準係長 出口 晴之	2489
食品中の汚染物質等の対策 … P. 13	基準審査課長 森口 裕	課長補佐 渡 三佳	2484
		規格基準係長 内海 宏之	4280
魚介類中の水銀に関する注意事項 … P. 14	基準審査課長 森口 裕	食品規格専門官 浦上 憲治	2488
		乳肉水産基準係長 出口 晴之	2489

事 項	責任者(課室長)	担当者(補佐・係長等)	連絡先(内線)
食品添加物の対策 … P. 15	基準審査課長 森口 裕	課長補佐 磯崎 正季子 基準策定専門官 後藤 孝	4282 2453
器具・容器包装、おもちゃ等の対策 … P. 16	基準審査課長 森口 裕	容器包装基準 専門官 太田 美紀 容器包装基準係主査 後藤 宏	4283 4284
健康食品対策 … P. 17	新開発食品保健対策室長 熊谷 優子	室長補佐 三上 春昭 健康食品安全対策 専門官 松井 保喜	2457 2458
カネミ油症 … P. 18	企画情報課長 吉野 隆之	課長補佐 佐久間 敦 指導係長 田邊 敏之	4250 2492
森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力 … P. 19	企画情報課長 吉野 隆之	課長補佐 佐久間 敦 指導係長 田邊 敏之	4250 2492
食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組 … P. 20	企画情報課長 吉野 隆之	調整係長 瀬戸 裕之 調整係主査 大井 雅子	2452 2493
コーデックス委員会への対応 … P. 21	国際食品室長 日下 英司	国際調整専門官 井関法子	2407
平成23年度食品安全関係予算(案)の概要 … P. 22	企画情報課長 吉野 隆之	課長補佐 宮原 順三 経理係長 木下 博詞	2443 2404